

環境教育をはじめとする様々な市民活動の場としての公園緑地

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課

緑地環境推進室長 西川嘉輝

公園緑地は、景観形成機能、防災機能、野生生物生息機能、人と自然とのふれあいや多様なレクリエーションの場の形成等様々な機能を有し、快適で安全な国民生活を実現する上で必要不可欠な社会資本である。特に近年、環境の世紀といわれるほど地球規模の環境変化が大きな社会問題になっており、緑が環境問題に果たす役割は大きく期待も大きい。

○環境教育等の場としての公園緑地

全国の都市公園や特別緑地保全地区、市民緑地等の緑地では多様な主体の参画を得て創意工夫にあふれた様々な環境保全活動、環境教育活動が展開されており、これらの活動が円滑に進むための施設整備、情報提供、管理運営等が進められている。

また、今年4月に策定された「京都議定書目標達成計画」において、国民が地球温暖化問題の重要性を認識・理解し、地球温暖化防止のための行動が習慣となるための啓発活動や環境保全活動、環境教育を推進するべく位置づけられたところであり、国民に身近な存在である都市公園や緑地は、これらの活動の場として大きく期待されている。

○さまざまな活動の可能性

このような環境問題に関連する活動のほかにも、例えば高齢者のための健康を維持回復する場として、あるいは楽しみながら防災知識等を身に付ける防災教育の場として、さらには、近年のペットブームに対応して飼い主のマナー教育の場としてなど、公園緑地は、良好な自然環境を背景に、多様な主体のさまざまな活動の受け皿となる公共空間でもある。このため、これらの社会的要請を的確に把握して、様々な使われ方を想定しながら利用する側の視点に立った施設整備や維持保全あるいは運営管理を行うことが、一層、重要となってくる。

(文責 コーディネーター 東海大学 西野 仁)